

空き家の改修をお考えの方へ

平成30年度

篠山市空き家活用支援事業補助金のお知らせ

(兵庫県空き家活用支援事業補助金)

市内の空き家を改修し、住宅や事業所等として10年間以上活用しようとする方に、その改修費の一部を助成します。

■ 対象となる方…次のすべてに該当する方

- ①申請時または実績報告時に、篠山市に住民登録のある方
(法人の場合は、篠山市に本店または支店の所在地を登記している法人)
- ②申請時に、篠山市の市税を滞納していない方
※暴力団員または暴力団の関係者でないこと

■ 対象となる空き家…次のすべてを満たす市内の一戸建ての空き家

- ①居住されていない期間が6か月以上のもの
(空き家バンクの登録物件には適用しない)
- ②築20年以上のもの
- ③台所、浴室、トイレ等の水回り設備の全部またはいずれかが10年以上更新されておらず改修が必要なもの
※改修後、一定の耐震基準を満たすものであること
※建築基準法、都市計画法、旅館業法、農地法その他の法令に適合するものであること(改修後に適合見込を含む。)
※土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩落危険区域、災害危険区域、津波災害特別警戒区域に所在するものは対象外

■ 対象となる事業

市内の空き家を、住居や事業所等として活用するための改修工事で、兵庫県空き家活用支援事業の対象となる事業

※国、県、市から他の補助金を受けていないこと

※平成31年2月28日までに事業を完了し、実績報告書を提出すること

※事業完了後の10年間、空き家の活用状況について報告すること

■ 補助金の額

対象経費に補助率をかけた額または下表の限度額のどちらか低い額(千円未満切捨て)

補助金の種類	補助対象経費区分	補助率	補助金限度額
住宅型	100万円～200万円未満	2/3	100万円
	200万円～300万円未満		150万円
	300万円～		200万円
住宅型 (若年・子育て世帯)	100万円～200万円未満	3/4	112.5万円
	200万円～300万円未満		168.7万円
	300万円～		225万円
事業所型	100万円～200万円未満	2/3	100万円
	200万円～300万円未満		150万円
	300万円～		200万円

※若年世帯…申請時において、夫婦(婚約・内縁含む)の合計年齢が80歳未満の世帯

※子育て世帯…申請時において、高校卒業までの子どもまたは妊娠している者が同居している世帯

※補助金の種類は重複して申請することはできません

■ 申請期限

平成30年12月20日(木)(予算がなくなり次第終了)

■ 申請方法

工事請負契約前に、申請書に必要書類を添えて、下記へ提出してください。

※交付決定まで1か月～1か月半ほど時間を要します。余裕をもって申請してください。

■ お問い合わせ・申請先

篠山市創造都市課

〒669-2397 篠山市北新町41 電話：079-552-5106 FAX：079-552-5665



【提出書類】

○交付申請の時（第8条関係）

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（別紙1）
- (3) 事業費内訳表（別紙2）
- (4) 実施計画書（別記）
- (5) 工事費見積明細書の写し
- (6) 建物図面等
 - ア 付近案内図
 - イ 配置図
 - ウ 平面図（改修前及び改修後予定）
 - エ その他改修工事内容が確認できる図書
- (7) 登記事項証明書等の空き家の所有者が確認できる書類
- (8) （空き家を賃貸または賃借して活用する場合）賃貸借契約書の写し
- (9) （空き家の所有者以外が事業を実施する場合）承諾書（別紙3）
- (10) 写真（空き家の外観及び改修箇所の写真）
- (11) （個人の場合）住民票の写し／（法人の場合）法人の登記事項証明書の写し
- (12) 住宅の建築年月が確認できる書類
- (13) 台所、浴室又は便所のいずれかの設備の設置年が確認できる書類
- (14) 耐震性能確認書（別紙4）
- (15) 誓約書（別紙5）
- (16) その他市長が必要と認める書類

○実績報告の時（第10条関係）

- (1) 補助事業実績報告書（様式第4号）
- (2) 収支決算書（別紙6）
- (3) 実施報告書（別記）
- (4) 領収書及び工事請負契約書の写し
- (5) 事業完了写真
- (6) （個人の場合）住民票の写し／（法人の場合）法人の登記事項証明書の写し
※交付申請時と記載事項に変更がある場合
- (7) （空き家を賃貸または賃借して活用する場合）賃貸借契約書の写し
※交付申請時に未提出の場合
- (8) （改修建築物が旧耐震基準の場合）耐震改修工事実施確認書（別紙7）
- (9) その他市長が必要と認める書類

○補助金請求の時（第12条関係）

- (1) 補助金請求書（様式第6号）
- (2) 振込先のわかる書類

○状況報告の時（第9条関係）

- (1) 活用状況等報告書（様式第14号）
- (2) 写真（外観等）
- (3) その他市長が必要と認める書類

【よくある質問】

Q 1. いつまでに申請しなければいけませんか。

A 1. 改修工事の契約前に申請してください。また、平成30年12月20日で募集を終了します。（予算がなくなり次第募集を終了します。）

交付決定まで、1か月～1か月半ほど時間がかかりますので、余裕をもって申請してください。

【補助事業の流れ】

①申請書類の提出【平成30年12月20日まで】

①' 審査のため、空き家（内部含む）の確認に伺うことがあります。

②交付決定

③工事請負契約の締結、改修工事の着手

④改修工事、改修経費支払い等の完了

⑤実績報告書の提出【平成31年2月28日まで】

⑥完了検査（改修箇所の確認をします。）

⑦指定口座へ補助金の振り込み

⑧活用状況の報告（10年間）

Q 2. 子育て世帯ですが、空き家を賃貸して住居として活用するために改修します。住居型の若年・子育て世帯タイプで申請できますか。

A 2. 申請できません。住居型の若年・子育て世帯タイプは空き家の取得が要件になります。住居型の一般タイプであれば、申請できます。

Q 3. 空き家を改修して住居兼事業所として活用します。住居型と事業所型のどちらで申請すればよいですか。

A 3. 改修後の使用面積の広さで判断します。住居として使用する面積が多い場合は住居型、事業所として使用する面積が多い場合は事業所型で申請してください。

Q 4. 空き家を改修して住居兼事業所として活用します。住居型で申請しますが、事業所の改修部分も補助対象経費になりますか。

A 4. 対象になりません。

住居型は住居として改修する部分にかかる経費のみが対象です。また、事業所型は事業所として改修する部分にかかる経費のみが対象です。

なお、屋根などの共有部分については使用面積で経費を按分します。

Q 5. 空き家を改修して住居兼事業所として活用します。住居型と事業所型をそれぞれ申請することはできますか。

A 5. 2つ以上の型を重複して申請することはできません。

Q 6. 空き家の要件に「空き家の期間が6か月以上」とありますが、月に数回、部屋の換気や周辺の草刈りのために空き家を使っています。この場合、要件を満たしませんか。

A 6. 家の管理のための使用であれば、空き家の要件を満たします。

Q 7. 事務所として使っていた建物で住宅の要件（1つ以上の居室、専用の炊事用流し、専用のトイレ、専用の出入口）を満たす空き家を改修します。対象になりますか。

A 7. 対象になりません。当事業は住宅が対象で、空き店舗や空き工場、空き事務所等は対象になりません。

住宅とは、居住のために建てられた建物で、1つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物で、上記の設備要件を満たすものです。

Q 8. 所有している空き家を改修して、賃貸住宅として貸し出そうと思っています。対象になりますか。

A 8. 対象になります。交付申請時または実績報告時に賃貸借契約書の写しを提出してください。

なお、賃貸の事業所として活用する場合も同様です。

Q 9. 空き家を借り、住居として活用するために改修します。対象になりますか。

A 9. 住居型の若年・子育て世帯タイプ以外は、対象になります。交付申請時または実績報告時に賃貸借契約書の写しを提出してください。

なお、賃貸の事業所として活用する場合も同様です。

Q 10. 篠山市に住んでいませんが、市内に所有する空き家を改修して活用します。対象になりますか。

A 10. 対象になりません。

ただし、当事業は兵庫県の空き家活用支援事業の随伴事業になっています。市が随伴する分の補助金は受けることはできませんが、兵庫県の補助金のみを申請することは可能です。（補助率や補助金限度額が下がります。）

兵庫県空き家活用支援事業の詳細は【兵庫県住宅政策課 078-341-7711（内線4641）】へお問合せください。なお、上記事業の申請書等の提出窓口は篠山市創造都市課です。

Q 11. 登記上の所有者が故人で、相続登記ができていない空き家を改修します。どうすればよろしいか。

A 11. 改修する空き家の固定資産税を支払っている人を実質的所有者とみなします。

申請時の空き家の所有者が確認できる書類は、固定資産税の納入通知書（明細あり）の写しを提出してください。

Q12. 敷地内に母屋と離れがあり、母屋には両親が居住しています。空き家の離れを改修して居住しますが、対象になりますか。

A12. 対象になりません。同一敷地内に複数の建物があり、そのうち1棟に居住している場合（申請者以外の居住含む）は敷地内の建物は空き家とみなさないため、対象外となります。

Q13. 事業完了後にする活用状況報告とはなんですか。

A13. 当事業は10年以上空き家を活用することとなっていますので、助成を受けて改修した空き家の活用状況を確認するため、補助事業完了後の10年間、補助事業完了の翌年度と翌年度から3年ごとに、工事を実施した住宅等の管理状況、活用状況等について報告を求めます。報告の時期になりましたら、市から補助事業者へ報告を依頼します。補助事業者は報告書に、活用状況が分かる写真（活用内容によっては許認可証の写し等の書類）等を添付して市に提出してください。